

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

| 報告書 頁数 | 監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。 | 関係課 | 措置の区分 | 今回の措置状況 | 基準日 |
|-----------|--|-------|------------------|---|-------------|
| 123 | <p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【21】黒髪山キャンプフィールド</p> <p>(1) 施設の有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい <p>当施設はキャンプ場であることから幅広い年代の利用が可能であるが、当施設については青少年(3歳以上25歳以下の者)、青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者でなければ利用することができない。一方で平成29年度の稼働率は10%未満であることから、利用拡大が可能である。</p> <p>上記状況より、施設の有効活用の観点から一般の利用者に対しても施設の利用を可能とすることが望ましい。</p> <p>また、その際には一般利用者に対して一定の料金を設定することで、本来の目的を毀損しない範囲での利用者拡大が可能となると考えられる。</p> | 地域教育課 | 措置済 | <p>黒髪山キャンプフィールドは青少年の心身の健全な育成を図ることを目的に設置されており、社会教育の主旨からもあくまでも青少年育成の場としての在り方を継続していきます。</p> <p>一方で令和6年度から利用料金制に移行し、広報の強化等、さらに一般利用者の利用を促したことにより、リピーターの増加等効果が見られました。</p> | 令和7年4月1日現在 |
| 126 | <p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【22】青少年野外活動センター</p> <p>(1) 施設の有効活用及び利用料金の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の有効活用として一般利用者への開放を行うことが望ましい <p>当施設はキャンプ場であることから幅広い年代の利用が可能であるが、当施設については青少年(3歳以上25歳以下の者)、青少年を含む家族及び青少年を主たる構成員とする団体、あるいは青少年の指導者でなければ利用することができない。一方で平成29年度は、春から夏にかけてのハイシーズンにおいても稼働率40%未満であることから、利用拡大が可能である。</p> <p>したがって、当施設についても【21】と同様に、施設の有効活用の観点から一般の利用者に対しても施設の利用を可能とすることが望ましい。</p> | 地域教育課 | 措置しない (見解の相違) | <p>青少年野外活動センターは教育施設であり、市内にある学校が校外学習として施設を利用しています。指定管理者も利用者増加の取組として、北欧発の自然環境教育である森のムッレ教育に基づいた自然体験講座や、世界遺産の東大寺二月堂に宿泊し協力しながら学ぶ生活体験プログラムなど、青少年を対象とした自主事業を数多く実施しています。また、ホームページ等で積極的に情報発信をしています。</p> <p>今後、一般利用者への開放について多数の要望があれば検討していきますが、現時点では教育施設として利用率が上がるよう運営を進めていきます。</p> | 令和4年3月31日現在 |